

○習志野市青少年音楽振興基金条例

平成6年3月31日

条例第4号

(設置)

第1条 青少年の音楽活動を奨励し振興を図るため、習志野市青少年音楽振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、基金への積立てを主旨とした青少年音楽振興に係る寄附金を含め、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理及び用途)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、次の各号に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

(1) 市内の小学校、中学校及び高等学校が行う音楽活動に対する助成の財源に充てるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める青少年音楽振興事業を行う場合の財源に充てるとき。

2 前項の規定により必要な財源に充て、なお残額があるときは、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、前条第1項各号に掲げる事業に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。